

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第14号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則の一部を改正する規則

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する規則（平成12年岩手県規則第50号）の一部を次のように改正する。

|                    | 改正前  | 改正後  |
|--------------------|--|--|
| 1                  | 第16条 条例別表第2の2の15の項(19)の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。<br>(1)・(2) [略]<br>(3) 申請者が、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下この条において「省令」という。） <u>別表第1の第3の1イ(13)</u> に規定する認定を受けた病院を開設している場合<br>2 [略] | 第16条 条例別表第2の2の15の項(19)の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。<br>(1)・(2) [略]<br>(3) 申請者が、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下この条において「省令」という。） <u>別表第1の第3の1イ(14)</u> に規定する認定 <u>（公益財団法人日本医療機能評価機構によるものに限る。）</u> を受けた病院を開設している場合<br>2 [略] |
| 2                  | 第16条 条例別表第2の2の15の項(19)の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。<br>(1)～(3) [略]<br>2 条例別表第2の2の15の項(26)の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。<br>(1)～(10) [略]   | 第16条 条例別表第2の2の15の項(22)の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。<br>(1)～(3) [略]<br>2 条例別表第2の2の15の項(30)の規則で定めるものは、次に掲げる事務とする。<br>(1)～(10) [略]   |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 |  |  |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和6年4月1日から施行する。